警備業務委託契約書

（ひながた）

社会福祉法人　芳龍福祉会

○○○○　○○○○

警備業務委託契約書

社会福祉法人芳龍福祉会（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、名古屋市笹島寮における警備業務の委託に関し、次のとおり契約を締結した。

（総則）

第１条　甲は、指定する名古屋市笹島寮における警備業務を「乙」に委託し、乙はこれを受託する。

（基本姿勢）

第２条　乙は別添仕様書に定める委託業務について、以下に定める警備対象施設において誠実にこれを履行しなければならない。

（警備対象）

第３条　警備対象施設は、次のとおりとする。

名古屋市中村区名駅南二丁目９番２２号　名古屋市笹島寮

（委託料）

第４条　この委託契約に基づく委託料の額は、金○○，○○○，○○○円に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額以内とする。

２　甲は、前項の委託料を月単位で別紙１のように分割して支払うものとする。

３　乙は、毎月の委託料を翌月１０日までに甲に請求するものとする。甲は請求を受けた当月末までに乙の指定する金融機関に振込により支払うものとする。但し、この場合の振込手数料は乙の負担とする。

４　休憩時間内に警備業務に従事した場合の取り扱いについては、休憩時間を変更する事とする。ただし、定められた休憩時間を確保できない場合は、その超過勤務時間分の委託料を乙は甲に対し請求し、甲はこれを確認後、別途支払うものとする。

（保証金）

第５条　甲は、乙が納入すべき契約保証金を免除する。

（契約期間）

第６条　この契約の期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

（守秘義務）
第７条　乙は、この契約によって知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

（個人情報保護）
第８条　乙は、名古屋市個人情報保護条例（第１７条第３項）に基づき、利用者に関する情報を他に漏らしてはならない。この契約が解除された後においても同様とする。
２　乙は、名古屋市が甲に対して定める別紙２「情報取扱注意項目」を、甲と同様に遵守すること。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第９条　乙は、この契約によって生ずる一切の権利及び義務を、他に譲渡し、若しくは継承させ、またはその権利を担保に供してはならない。

（甲の調査権）
第１０条　甲は、事業の適正な実施の為に必要があるときは、乙の関連書類その他の物を検査し、または乙の事業所へ立ち入り、本契約の履行状況を調査することが出来るものとする。

（協議による契約の解除権）
第１１条　甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（甲の解除権）
第１２条　甲は次の各号のいずれかに該当したときは、契約期間中であっても、この契約を解除することができる。
（１）乙が定められた期日までに契約を履行せず、契約の目的が達せられなかったとき。
（２）乙の責に帰すべき事由により、契約の履行が不能になったとき。
（３）契約の終結、又は履行について、乙の不正な行為があったとき。
（４）乙が契約の履行にあたり甲の指示に従わず、又は職務の執行を妨げたとき。
（５）乙が契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
（６）乙が契約に定めた条件に違反したとき。
（７）甲の事業が廃止される、又はそれに比類する大幅な改変があるとき。
（８）乙から契約解除の申し出があり、その事由を甲が正当に認めたとき。
２　甲は、前項第１号及び第２号の場合においては直ちに契約を解除できるものとし、前項第３号から第７号までの規定によって契約を解除する場合は、解除日の１ヶ月前までに乙に通告するものとする。なお、前項第８号により乙から契約解除を申し出る場合、乙は解除を希望する日の３ヶ月前までに甲に申し出なければならない。

３　甲は、第１項第３号から第６号までの規定によって契約を解除しようとする場合、乙に対してあらかじめ書面によりその理由を示すとともに、弁明の機会を付与しなければならない。

４　第１項（第７号及び第８号を除く。）の規定によって甲がこの契約を解除した場合、乙は契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として納付しなければならない。

（談合その他の不正行為による解除及び賠償額）

第１３条　甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条、第６条、第８条又は第１９条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第４９条に規定する排除措置命令又は第６２条第１項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

（２）乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項、第９０条第１号若しくは第２号若しくは第９５条第１項第１号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

（３）前２号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が独占禁止法違反行為をし、又は刑法第９６条の６若しくは第１９８条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

２　乙がこの契約に関して前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、請負代金額に１００分の２０を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

（１）前項第１号及び第３号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

（２）前項第２号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第１９８条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第３号のうち、刑法第１９８条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第９６条の６の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第３号については、刑法第９６条の６に規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

３　前項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
４　第２項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
５　この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（反社会的勢力の排除と妨害又は不当要求に対する届出義務）
第１４条　甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。
（１）暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体もしくはその関係者又はその他反社会的勢力（以下、「暴力団等反社会的勢力」という。）であるとき。
（２）自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等反社会的勢力を利用しているとき。
（３）暴力団等反社会的勢力の維持、運用に協力し、又関与する等、何らかの関係を有しているとき。
（４）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
（５）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
（６）役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
（７）役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
（８）役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
（９）役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

２　甲が、前項の規定により契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

３　乙は、業務の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当な要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、甲へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

４　乙が、３に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、甲を競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることができる。

（障害者差別解消）

第１５条　この契約の履行に当たって、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法（平成２５年法律第６５号）」、「愛知県障害者差別解消推進条例（平成２７年愛知県条例第５６号）」、及び「名古屋市障害のある人もいない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成３０年名古屋市条例第６１号）」を遵守し、障害者に対して、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。

２　乙は、この契約を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第１１条の規定により主務大臣が定める指針という。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

（損害賠償責任）

第１６条　乙は、受託業務に従事する者の故意または重大な過失により、甲の施設及び関係者に損害を与えた場合は、保険により下記限度額の範囲で補償するものとする。

（１）身体上の損害については、　一事故につき　１０億円
（２）財産上の損害については、　一事故につき　１０億円
（３）現金、貴重品等については、　一事故につき　５千万円

なお、甲は上記損害の事実を知った日から７日以内に、乙に対して書面にして請求しなければならない。

（乙の従業員の業務上の損害）

第１７条　甲は、乙の従事者が業務上受けた損害については、責任は負わないものとする。ただし、甲の責に帰すべきものの、故意又は過失による損害についてはこの限りではない。

（疑義の決定）

第１８条　この契約書及び仕様書について甲乙間に意見を異にするときは、甲の判断によるものとする。

２　この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、関係法令等に照らし、甲乙協議のうえ処理するものとする。

（紛争の解決）

第１９条　この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

名古屋市中村区名駅南二丁目９番２２号

（甲）　社会福祉法人　芳龍福祉会

理事長　　齊藤　信雄

（乙）